

# 令和5年度 湯前町職員採用試験（専門職：管理栄養士）実施要項

## 1 試験職種及び採用予定人数

職 種	採用予定数	勤務先及び職務内容	採用予定日
管理栄養士	1名程度	管理栄養士の専門的な知識を必要とする業務及び一般事務に従事します。	令和6年4月1日

## 2 受験資格

- (1) 昭和48年4月2日以降に生まれた者で、管理栄養士の資格を有する者（令和6年3月までに取得見込みの者を含む）
- (2) 次の1つに該当する者は受験できない。
  - ア 日本国籍を有しない者
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行の終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ウ 湯前町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - エ 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3 受験手続

- (1) 受付期間 令和5年12月11日(月)から令和6年1月3日(水)まで  
(土曜日、日曜日、祝日を除く)  
受付時間は、午前8時30分から午後5時まで
- (2) 申込先  
湯前町役場総務課 電話 0966-43-4111  
所在地 熊本県球磨郡湯前町1989番地1(〒868-0621)
- (3) 申込手続

### 【持参・郵送で申込む場合】

湯前町発行の申込用紙に必要事項を記入して、前記申込先に郵送又は持参すること。

郵送する場合は、受験票の返信用として84円切手を貼った封筒(宛先、郵便番号を明記)を同封し、表に「湯前町職員採用試験申込」と朱書した封筒に入れて必ず簡易書留郵便にして、送付すること。令和6年1月3日(木)までの消印のあるものに限り受け付ける。

**【インターネットで申込み場合】**

湯前町が用意するロゴフォーム専用ページから申し込み。

令和6年1月3日（水）午後11時59分までに、フォーム申し込み後に送信される「送信完了」通知を受信し、正常に到達したものを受け付ける。詳細については、別紙インターネットからの申し込み方法を参照。

申し込み URL [【https://logoform.jp/form/erFM/432175】](https://logoform.jp/form/erFM/432175)

**(4) 申込用紙の請求**

**【インターネットからダウンロードする場合】**

湯前町のホームページにアクセスして試験案内と申込書をダウンロードすること。

**【直接取りに行く場合】**

申込用紙は湯前町役場総務課に用意している。

**【郵送により請求する場合】**

郵便により請求する場合は、封筒の表に「湯前町職員採用試験（管理栄養士）申込請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封のうえ、湯前町役場総務課へ請求すること。

**(5) 受験票の交付**

**【持参・郵送で申込み場合】**

申込者には受験票を交付する。郵便による申込者には受験票を郵送する。

**【インターネットで申込み場合】**

申込者指定の電子メールアドレスへ、受験票をPDFで送信する。

試験日当日には、受験票を印刷の上持参すること。

**【共通事項】**

令和6年1月11日（木）までに受験票が届かないときは、湯前町役場総務課に問い合わせること。

**4 試験の日時及び場所**

試験	日時	試験地	試験場	合格発表
第1次	令和6年 1月21日（日） 午前10時50分	湯前町	湯前町保健センター	—
第2次	令和6年 2月中旬の 予定	湯前町	別途受験者に 通知する。	1月下旬合格者のみに 通知するほか湯前町 役場掲示場、湯前町

				ホームページに掲載。
--	--	--	--	------------

(注)第1次試験の際は、受験票と筆記用具（HBの鉛筆・消しゴム等）を持参すること。なお、時計を持参する場合は、計時機能だけのものに限る。

## 5 試験の内容

### (1) 第1次試験

作文試験	受験者全員について、文章による表現能力についての筆記試験
------	------------------------------

(備考) 作文試験は第1次試験で実施するが、採点は第2次試験の採点の際行うので、作文試験の成績は、第1次試験の合否の評価には含まれず、第2次試験の合否の評価に含まれる。

### (2) 第2次試験

第1次試験合格者について次の試験を行う。

区 分	内 容
人物試験	人柄などについての個別面接による試験

(注) 試験を途中で棄権した者は、不合格となる。

## 6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、試験職種ごとに作成された採用候補者名簿に記載され、主に令和6年4月1日以降の採用にあたって、名簿に記載された者の中から採用者を決定する。この名簿の有効期間は、原則として合格決定の日から令和7年3月31日までである。

(2) 初任給は、原則として164,100円（短大卒業時：令和5年11月時点）である。なお、このほか条例等の定めにより期末手当、勤勉手当、通勤手当等が支給される。その他の学歴や官公庁・民間企業等の勤務経験があれば、初任給に加算を行う。

## 7 試験についての問い合わせ先

湯前町役場総務課総務係 電話0966-43-4111

所在地 熊本県球磨郡湯前町1989番地1 (〒868-0621)